

議第95号

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 7 月 22 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）は、
廃止する。

付 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。